

伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託  
プロポーザル実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務を委託する者を、プロポーザル方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

(プロポーザル参加資格要件)

第 2 条 伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加資格要件については、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に公告時点で下記の「業種分類」で名簿に登録があること。
  - ・2708 計画策定・コンサルティング
- (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「会社更生法」という。）に基づく会社更生手続き開始若しくは更正手続き開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。以下「民事再生法」という。）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされている場合にあっては、伊勢市競争入札参加の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 伊勢市暴力団排除条例第 8 条の規定に該当するものではないこと。

(プロポーザル参加仕様書)

第 3 条 プロポーザルの仕様については、別紙「プロポーザル参加仕様書」のとおりとする。

(選定業務)

第 4 条 選定にかかる業務は、伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(選定委員会の組織運営)

第 5 条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、5 名とする。
- (2) 委員会は、定数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- (4) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- (5) 委員長は、委員会を招集し、統括する。
- (6) 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (7) 委員長及び副委員長とともに事故があるとき又は欠けたときは、介護保険課長が委員会を招集して委員に諮り、その回のみ臨時委員長を互選するものとする。

(プロポーザル日程)

第6条 プロポーザルの日程については、別紙「プロポーザル参加仕様書 5プロポーザルの日程」のとおりとする。

(庶務)

第7条 プロポーザルの実施にかかる庶務は、健康福祉部介護保険課が行う。